「自治基本条例」の運用などについて 初めての答申がありました



委員長、副委員長から、市長へ答申を手渡す

川口市自治基本条例とは

平成21年4月から施行された、市民み んなが市政の主人公であることを基本に して、川口市のルールを定めた本市の最 高規範です。

- ※答申では、自治基本条例の啓発などに ついての意見も述べられています。
- ※答申の全文や自治基本条例の条文は、 市ホームページ、市政情報コーナーで ご覧になれます。市ホームページの右 側、「川口市の取り組み」内の「自治基 本条例」をクリックしてください。
- ◆答申に関するみなさんの意見などをお 聞かせください。

得ました。ただし、 例の規定に沿っているとの結論を 第2項、第12条) 善の余地があると考えられます。 った運用が行われているのかを調 点について、 手続制度. 情報公開制度 関係条文 自治基本条例 その結果、各制度は 審議しました。 」、「行政組織制度」 「自治基本条例」 次のような改 いおおむ. に従 თ 3 ね 条

(3)

、関係条文 自治基本条例 行政組織制度 市民の視点から、 するよう努めること。 るよう努めること。 币役所内部の情報共有につい 改善の余地がない 行政組織 か

ないか検討すること。 報をより効果的に伝えら

②行政手続制度 関係条文 自治基本条例

行政手続について、

川口市に

独自のルールが必要か検討

おおかた 市 0 合併協定項目につ 鳩ヶ谷市合併協議会では 市 いて調整 0

治基本条例運用推進委員会を設置

目治基本条例を見守り育てるため、

平成21年12月4日に川

市

条例の運用および啓発に

7

ケ谷

昨年11

月26日、

市

いて諮問

(意見を求めること) したところ、

(諮問に対して意見を述べること)がありました。

に対して答申

今 回

は

情報公開制度」、「行政

答申の主な内容につい

方針が承認されています。 部をご紹介します

問い合わせ…総合政策課

€ 048-259-7627

窓口を訪れる市民に対して

EX 048-257-1008

` 鳩	議付録は	合并劦宁
各図書館、	は、協議会	定頁目の詳
各公川	のホームペ	こしい内容が載
こ覧になれます。 行政センター、	TO 径所	っている資料
0 \	階	や

	合併協定項目	調整方針
	一般職の職員の身分	鳩ヶ谷市の職員は、すべて川口市の職員として引き継ぐ。
	組織と機構	・原則として川口市の組織・機構に統一する。 ・鳩ヶ谷市に支所機能を置き、取扱業務は合併時までに調整 する。鳩ヶ谷市庁舎の活用は、分庁舎機能などを含め調整 する。 ・鳩ヶ谷市消防本部・消防署は分署とする。
-	公共的団体など	・鳩ヶ谷市の土地開発公社、シルバー人材センター、社会福祉協議会は、合併時に川口市のそれぞれの団体に統合する。 ・両市に共通する団体は、特別の事業がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら統合するよう調整に努める。 ・そのほかの団体は、原則として現行のとおりとする。
	補助金・交付金 など	・補助金・交付金などは、原則として川口市の制度に統一する。 鳩ヶ谷市のみの団体などへの補助金・交付金などは、実情 などを考慮し調整する。

6048-259-7627 問い合わせ…総合政策課 M048-257-1008 川口市・鳩ヶ谷市合併協議会 ぐ048-227-7515 風048-224-3866 ホームページアドレス http://www.kh-gappei.com